

# 健 保

◇平成19年4月から申請により入院等で医療費が高額になった場合自己負担限度額までの支払いで済むようになります

平成19年4月から国民健康保険に加入する70歳未満の方についても、入院等により高額療養費の支給対象となるような場合には、

区 分	自己負担限度額
上位所得者 (年間所得600万円以上)	150,000円+ 〈医療費-500,000円〉×1%
一 般	80,100円+ 〈医療費-267,000円〉×1%
低所得者 (住民税非課税)	35,400円

「限度額認定証」(非課税世帯の方については、「限度額・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示すれば、各世帯の所得区分に応じた、負担限度額までの支払で済むようになります。

今までは、支払う医療費が高額となった場合には、自己負担分(医療費用額の3割)を全額支払ってから、高額療養費の支給申請を行い、自己負担限度額を超える分の医療費が支給されることになっていました。

これからは、入院等により医療費が高額になるような場合には、各世帯の負担区分により一定程度の医療費の支払で済むので、高額な医療費の支払にかかる負担が軽減されます。

ただし、この制度を受けるためには、「限度額認定証」の交付申請を役場で行い、交付された認定証を医療機関に提示していただく必要と受けることはできません、平成19年4月以降入院等で医療費の支払が高額になりそうな方はぜひご相談ください。

# 福 祉

※高額医療費にかかる自己負担限度額については、別表のとおりとなっておりますので、ご不明な点についてはお気軽に保健福祉課保健係までお問い合わせください。

▼問い合わせ先  
保健福祉課保健係  
☎29-2111 (内線57)

◇滝上町少子化対策条例に基づく出産祝い金及び入学祝金の廃止について

町では、平成12年度から少子化対策の一環として、第3子以上の子を出産された場合に、第3子以上の子が小学校に入学された場合には、入学祝金を支給していましたが、行政改革により、平成18年度をもちまして廃止となることとなりましたのでお知らせいたします。

▼問い合わせ先  
保健福祉課福祉係  
☎29-2111 (内線39)

# 補 助

◇合併処理浄化槽を設置して快適な生活をおくりましょう

浴室や台所の排水、トイレのし尿を処理する合併処理浄化槽を設置して快適な生活をおくりませんか。町では、合併処理浄化槽設置費の一部補助や資金の融資斡旋を行います。



平成19度は3基を予定しております。ご希望の方はお申し込みください。

○合併処理浄化槽設置補助額

5人槽	90万円
6〜7人槽	106万円
8人槽以上	147万円

○融資斡旋額と利息の補助  
工事費から町の合併処理浄化槽設置費補助金を除いた額の90%以内を融資斡旋します。1件につき100万円

○補助対象  
補助対象区域は、滝上町公共下水道計画区域を除く区域です。市街地でも対象となる場合もありますのでご相談ください。事前に工事をはじめることのないよう  
○申込期限及び申込先  
5月10日までに住民生活課生活環境係までお申し込みください。なお、申し込みが多数の場合は抽選となります。3件に満たない場合は受付順に決定していきます。

▼問い合わせ先  
住民生活課生活環境係  
☎29-2111 (内線44)



# INFORMATION

## 年金

### ◇学生納付特例制度をご存知ですか

学生納付特例の対象校となっている大学・短大・専門学校等に在学する方で、一定の基準に該当する場合、申請をして承認されると国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

この制度の承認期間は「4月～翌年3月」で、毎年度申請が必要です。4月以降も在学しており、学生納付特例を受けたい方は、再度申請してください。

承認された特例期間は老齢基礎年金を受給するために必要な受給資格期間に算入されます（10年以内に保険料を納めると年金額は通常納めていたのと同じ扱いになります。ただし割増料

金がかかります）。この特例期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するために必要な期間にも算入されません。

○申請に必要なもの  
・印鑑  
・学生証の写しまたは在学証明書



◇19年度の年金額は据え置かれました  
老齢基礎年金（40年加入）は、792、100円です。

### ◇保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の保険料は、納付期限から2年間を経過すると納付することができなくなります。未納にしておくと将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり受け取れなくなったりする場合があります。

保険料は社会保険庁から送付される「納付書」で金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどでお支払ください。

▼問い合わせ先  
住民生活課戸籍係  
☎29-2111（内線43）



保険料の納付は便利で安心な口座振替をご利用ください

「前納」や「早割」による割引があります。

### 社会保険事務所の移動相談日のお知らせ

日時	
4月26日（木）	13:30～16:00
4月27日（金）	9:00～11:00
5月24日（木）	13:30～16:00
5月25日（金）	9:00～11:00

場所 紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）

## 「未来を育てる あなたの一票」

～統一地方選挙が行われます～

4月 8日（日） 北海道知事及び北海道議会議員選挙投票日

4月 22日（日） 滝上町長及び滝上町議会議員選挙投票日



いずれの選挙も、滝上町における投票時間は午前7時から午後6時までです。

投票日には、忘れずに投票に行きましょう。

なお、投票日当日、都合が悪く投票所で投票できない人は期日前投票をすることができます（詳しくは、別に回覧で配布するチラシをご覧ください）。

◇問い合わせ先 滝上町選挙管理委員会 ☎29-2111（内線48・49）